

平成23年度

学芸員資格認定受験案内

文 部 科 学 省

目 次

(ページ)

学芸員資格認定について

1 学芸員とは.....	1
2 学芸員となる資格	1
3 学芸員資格認定の日程等	2

試験認定について

1 試験認定の受験資格	3
2 試験認定の試験科目	5
3 出願書類	6
4 出願期間・提出方法等	11
5 添付資料チェックシート.....	11
6 その他	12

無試験認定について

1 無試験認定の受験資格	13
2 出願書類	14
3 出願期間・提出方法等	19
4 添付資料チェックシート	19
5 合否の目安	20
6 その他	21

学芸員資格認定関係法令	22
-------------------	----

学芸員資格認定試験の改正について	33
------------------------	----

出願書類の様式等について

・試験認定受験願書（別記第1号様式の1）	36
・無試験認定受験願書（別記第1号様式の2）	37
・履歴書（別記第2号様式）	38
・平成23年度学芸員資格無試験認定受験者調書（様式1）	39
・平成23年度学芸員資格無試験認定受験者調書（様式2）	40

- ・職務内容証明書（様式 3） 4 1
 - ・施設概要（様式 4） 4 2
 - ・受験資格認定申請書（様式 5） 4 3
 - ・各種様式例 4 4
- ・写真送付例・封筒記入例（裏表紙）
 - ・平成 2 3 年度学芸員資格認定（試験認定）試験会場（裏表紙）

< 学芸員資格認定に関する問い合わせ先 >

〒100 - 8959 東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 2

文部科学省生涯学習政策局社会教育課博物館振興係

電 話 03 - 5253 - 4111（内）2093

F A X 03 - 6734 - 3718

E -mail syakai@mext.go.jp

学芸員資格認定について

1 学芸員とは

博物館に置かれる専門的職員で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業について専門的な職務に従事します(博物館法第4条第4項を参照(P23))。

2 学芸員となる資格

以下に掲げる、博物館法第5条各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有することになります。

博物館法第5条

- 一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

大学を卒業した者で、大学において「博物館に関する科目」(博物館法施行規則第1条を参照(P24))の単位を修得している者は、既に学芸員となる資格を有していますので、学芸員資格認定を受験する必要はありません。

- 二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

大学や短大において「博物館に関する科目」(博物館法施行規則第1条を参照(P24))の単位を含めて62単位以上を修得し、学芸員補、司書、社会教育主事等の職に3年以上あつた者は既に学芸員となる資格を有しています。この場合も学芸員資格認定を受験する必要はありません。

- 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認められた者

「同等以上の学力及び経験を有する者」と認められる者は、博物館法施行規則第3条(P25参照)において、学芸員資格認定(試験認定又は無試験認定)の合格者と定められています。

本受験案内では、上記三に該当する学芸員資格認定の出願手続き等についてご案内いたします。

3 学芸員資格認定の日程等

平成23年度の学芸員資格認定の日程は下表のとおりです。

内 容	時 期	担 当 窓 口 等
受験案内の配布	6月上旬～	文部科学省生涯学習政策局 社会教育課博物館振興係
出願期間	6月6日(月)～ 8月5日(金)	提出先： 文部科学省生涯学習政策局 社会教育課博物館振興係
受験資格認定の申請期限 (注1)	7月13日(水)	文部科学省生涯学習政策局 社会教育課博物館振興係
「試験認定」試験実施日 (注2)	11月21日(月) 11月22日(火)	試験会場： 社会教育実践研究センター (東京都台東区上野公園12-43)
受験結果の送付	2月	文部科学省生涯学習政策局 社会教育課博物館振興係

(注1) 受験資格認定の申請については、受験資格が博物館法施行規則第5条第5号又は同施行規則第9条第4号に該当する者が行う必要があります(詳しくは、試験認定の受験資格(P3)、無試験認定の受験資格(P13)を参照)。

(注2) 試験認定の出願者のうち、全ての試験科目について免除を受ける者(以下「全科目免除者」という。)は、試験実施日に試験を受ける必要はありません。

試験認定について

試験認定とは

受験者が学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有していることを認定するために試験（必須科目4科目及び選択科目2科目）を行い、この試験に合格した者は学芸員となる資格を有することになり、合格証書が授与されます。

1 試験認定の受験資格

試験認定の出願に当たって、あなたの受験資格が「博物館法施行規則」（昭和30年文部省令第24号）第5条各号の第何号に該当しているか確認してください。

なお、平成24年4月1日から博物館法施行規則の一部を改正する省令（平成21年文部科学省令第22号）が施行されることから、今回（平成23年度）試験に限り、一部の受験資格について(注3)のとおり改めることとしております。

博物館法施行規則

第五条 次の各号の一に該当する者は、試験認定を受けることができる。

- 一 学士の学位を有する者
- 二 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者で三年以上学芸員補の職（法第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。）にあつた者
- 三 教育職員の普通免許状を有し、三年以上教育職員の職にあつた者
- 四 五年以上学芸員補の職にあつた者
- 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

以下、例えば、試験認定の受験資格が、博物館法施行規則第5条第1号に該当する場合、「第5条第1号受験者」と表記します。

なお、複数の受験資格を有する場合であっても、第5条各号の一つだけを選択してください。

（注1）

第5条第1号受験者の合格者は、1年間学芸員補の職の職務に従事した後に、「試験認定合格者」となります。（博物館法施行規則第12条を参照(P26)）

具体的には、授与された「合格証書」の裏面に、「博物館法施行規則の規定による学芸員補の職の職務に1年間従事した後に効力が生ずる」とただし書きが記載されますので、学芸員補の職の職務に従事した経験を当該博物館から「勤務証明書」等で発行して

もらい、合格証書と一緒に保管し、資格があることを証明したい相手方（採用試験等）に提示していただくことになります。

このことにより合格証書の裏書の要件が満たされますので、改めて文部科学省に申請する必要はありません。

（注2）

「学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの」は、「学芸員補の職と同等以上の職の指定」（平成8年文部省告示第151号）により指定されています（「学芸員補の職と同等以上の職の指定」を参照(P30)）。

（注3）

第5条第1号～第4号受験者に該当しない者（第5条第5号受験者）は、「受験資格認定申請書」（様式5(P43)）により、第5号受験者として文部科学大臣の認定が必要となりますので、申請前に文部科学省社会教育課博物館振興係に相談してください。

「受験資格認定申請」は、7月13日(水)(当日消印有効)までに申請が必要です。

なお、第5条第5号受験者となる主な対象者は次のとおりです（裁定参照(P31)）。

外国の大学を卒業した者

専修学校の専門課程修了者(修業年限4年以上かつ文部科学大臣が定める基準を満たす者)

特定の省庁大学校の卒業者

外国の短期大学を卒業した者で3年以上学芸員補の職にあった者

専修学校の専門課程修了者のうち大学に編入学することができる者で3年以上学芸員補の職にあった者

高等専門学校を卒業した者で3年以上学芸員補の職にあった者

平成24年3月31日までに大学(短期大学を除く)を卒業又は専修学校(修業年限4年以上かつ文部科学大臣が定める基準を満たす者)の専門課程を修了する見込みである者

2 試験認定の試験科目

試験科目及び試験の方法は、以下の必須科目（4科目）及び選択科目（2科目）の試験により行います（博物館法施行規則第6条を参照(P25)）。

	試験科目	試験の方法	備考
必須科目	生涯学習概論	筆記	左記科目の全科目
	博物館学	筆記及び口述	
	視聴覚教育メディア論	筆記	
	教育学概論	筆記	
選択科目	文化史	筆記	左記科目のうちから 2科目を選択
	美術史	筆記	
	考古学	筆記	
	民俗学	筆記	
	自然科学史	筆記	
	物 理	筆記	
	化 学	筆記	
	生 物 学	筆記	
地 学	筆記		

（注1）

試験認定は複数年度にわたり、それぞれ1以上の試験科目について受験することができます。（なお、平成24年度から試験科目が変わります。詳しくは「学芸員資格認定の改正について」を参照(P33)。

（注2）

大学又は文部科学大臣が指定する講習等において、上記の試験科目に相当する科目の単位を1単位（博物館学にあつては6単位。ただし、平成8年度以前の単位修得者については4単位）以上修得した者又は講習等を修了した者は、その願い出により、当該科目についての試験が免除されます。

なお、「博物館学」の試験科目の免除者は、口述試験を受ける必要もありません。また、文部科学大臣が指定する講習等とは、社会教育主事講習、司書講習等です（「3出願書類（7）試験認定の試験科目の免除」を参照(P8)）。

（注3）

大学又は文部科学大臣が指定する講習等において、すでに必須科目4科目及び選択科目2科目を修得している場合には、試験を受験することなく全科目免除者として合格者になります。ただし、出願書類の提出は必要です。

3 出願書類

(1) 試験認定受験願書(別記第1号様式の1(P36))【第5条全受験者必要】

日付、氏名(楷書体)、氏名のふりがな、生年月日、郵便番号、住所を記入してください。なお、氏名の表記は、住民票の表記と同一としてください。

「受験資格」は、受験資格を満たす該当号数を一つだけ囲んでください。

(記入例) 博物館法施行規則第5条、第1号、第2号、第3号、第4号、第5号に該当

収入印紙については、1科目の受験につき1,300円分の貼付が必要になります。2科目受験の場合は、2,600円分が必要になります。収入印紙は、郵便局などで購入できます。

なお、試験科目の免除を受ける場合については、当該試験科目に係る収入印紙の貼付は不要になります。

(2) 受験資格を証明する書類【第5条全受験者必要】

過年度の受験票(原本)があればその記載とおりの受験資格の証明書として使用可能ですので、以下に掲げる証明書は必要ありません。なお、受験資格を変更する場合や初めて受験する場合は以下の説明に従い証明書をそろえてください。

第5条第1号受験者は、「学士の学位を有する」ことの証明が必要です。学士の「学位授与証明書」(大学により「学位授与証明書」の発行が出来ない場合は卒業証明書でも可)を添付してください。卒業証書や証明書のコピーは不可。

第5条第2号受験者は、「大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した」ことの証明(在学年数がわかる証明書と62単位以上の単位修得証明書で可)及び「3年以上学芸員補の職(博物館法第5条第2項に規定する職を含む。以下同じ。)」に従事したことを証明する博物館の長等が発行する証明書(「職務内容証明書」(様式3(P41))を添付してください。

第5条第3号受験者は、「教育職員の普通免許状を有する」ことの証明(「教員職員免許状授与証明書」(この様式例はP44を参照。都道府県教育委員会で証明。教育職員の免許状のコピーは不可。))及び「三年以上教育職員の職」に従事したことの証明(「勤務証明書」この様式例はP45を参照。現在の勤務先で3年間の従事があればその学校長の証明で可、3年に満たない場合には前任校等での従事も併せて証明)が必要です。

第5条第4号受験者は、「5年以上学芸員補の職に従事した」ことを博物館の長等が発行する証明書(「職務内容証明書」(様式3(P41))を添付してください。

第5条第1号～第4号受験者に該当しない者(第5条第5号受験者)は、「受験資格認定申請書」(様式5(P43))により、第5号受験者として文部科学大臣

の認定が必要となりますので、事前に文部科学省社会教育課博物館振興係に受験資格があるか相談してください。

受験資格認定申請に必要な書類は次のとおりです。

- ア) 受験資格認定申請書(様式5(P43))
- イ) 履歴書(別記第2号様式(P38))
- ウ) 受験資格があることを証明するために必要な書類(コピーは不可)は次のとおりです。
 - a 外国の大学を卒業した者
外国の大学で取得した学位を証明する「学位授与証明書」等(卒業証書や証明書のコピーは不可。必ず日本語訳を添付してください)
 - b 専修学校の専門課程修了者(修業年限4年以上かつ文部科学大臣が定める基準を満たす者)・特定の省庁大学校の卒業生
専修学校の専門課程を修了したことの証明書・省庁大学校の卒業証明書
 - c 外国の短期大学を卒業した者で3年以上学芸員補の職にあった者
外国の短期大学で取得した学位を証明する「学位授与証明書」等(卒業証書や証明書のコピーは不可。必ず日本語訳を添付してください)及び3年以上学芸員補の職に従事したことを証明する博物館の長等が発行する職務内容証明書(様式3(P41))
 - d 専修学校の専門課程修了者のうち大学に編入学することができる者又は高等専門学校卒業生で3年以上学芸員補の職にあった者
専修学校の専門課程を修了したことの証明書又は高等専門学校卒業証明書並びに3年以上学芸員補の職に従事したことを証明する博物館の長等が発行する職務内容証明書(様式3(P41))
 - e 平成24年3月31日までに大学(短期大学を除く)を卒業又は専修学校(修業年限4年以上かつ文部科学大臣が定める基準を満たす者)の専門課程を修了する見込みである者
学士の取得(大学の卒業)見込みの証明書・専修学校の専門課程修了見込みの証明書

なお、「受験資格認定申請」は、7月13日(水)(当日消印有効)までに申請が必要です。

(3)履歴書(別記第2号様式(P38))【第5条全受験者必要】

「学歴」欄の「修業期間」については、入学年月から卒業(修了)(中退)までの年月で記入してください。

(記入例)平成19年4月~平成23年3月

「職歴」欄については、「所管官庁（会社）名」及び「職名」は正確に記入してください。

（記入例） 立 高等学校 教諭（単に「公立学校教員」等と記入するのは不可）
県立 博物館 学芸員補（職名は発令されたとおりに記入すること）

「職歴」欄の「年月日」欄には、就職した年月日の日付から離職した日付を、記入してください。

（記入例）平成19年4月1日～平成22年3月31日

出願された書類の内容確認の連絡をする場合があるので、「住所」欄内の下に、昼間に連絡が取れる電話番号等（勤務先、携帯電話やメールアドレス等）を必ず記入してください。

（４）住民票の写し（出願前六月以内に交付を受けたもの）【第5条全受験者必要】

この写しは市役所等で発行される原本のことです。

（５）写真【第5条全受験者必要】

出願前1年以内に脱帽して撮影した写真（デジタルカメラ撮影の写真でも可）を葉書大の厚紙に貼り付け、裏面に住所、氏名（ふりがなを付ける）及び生年月日を記載してください（写真送付例を参照（裏表紙））。

（６）職務内容証明書（様式3（P41））【第5条第2号及び第4号の全受験者、第5号の受験者のうち博物館等に勤務の受験者必要】

「職務内容証明書」は、勤務した博物館が複数ある場合は、それぞれの博物館ごとに作成してください。

「1 在職期間等について」の在職期間、職名（発令されたとおり正確に）、1週間当たりの平均勤務日数・勤務時間、職務内容（具体的に詳しく）を記入してください。（例：平均勤務日数「5日」、勤務時間「40時間」等と記入すること。）

「2 勤務先の施設について」は、勤務した博物館が博物館法に規定する登録又は博物館に相当する施設の別について記入し、当該博物館に勤務する常勤の職員の勤務態様について平均勤務日数を記入してください。

職務内容証明書の記載は、原則として所属長（博物館等に勤務の方は所属館長、教育委員会に勤務の方は教育委員会教育長）に依頼してください。

（７）試験認定の試験科目の免除

出願に当たっては、「試験認定受験願書」（別記第1号様式の1（P36））の「試験の免除を受けたい試験科目名」欄に「免除する科目」の名称を記載するとともに、

次の証明書を添付してください(コピーは不可)。

大学における単位修得により、試験認定の試験科目の免除を希望する者は、大学が発行する証明書類が必要です。大学が発行する証明書を提出する際は大学の担当課の電話番号も併せてお知らせください。

ア) 必須科目について

必須科目については、大学が発行する「学芸員単位修得証明書」(法令上の科目との対応関係が分かるもの。様式例は P46 を参照)、大学が発行する「教育原理」(試験科目の「教育学概論」が免除可)の「単位修得証明書」、大学が発行する「司書単位修得証明書」(試験科目の「生涯学習概論」が免除可)、大学が発行する「社会教育主事単位修得証明書」(試験科目の「生涯学習概論」が免除可)等を添付してください。

イ) 選択科目について

選択科目についても、大学において修得した科目の単位について免除ができません。大学が発行する「単位修得証明書」等に記載される修得した科目名称に 印を付けてください(開封厳禁の場合は、科目名を封筒裏に自書してください。)

なお、大学で修得した科目名と試験認定の試験科目名が異なる場合は、当時の授業内容が分かる資料(シラバス等)を添付してください。

文部科学省が指定する講習等における単位修得により試験認定の試験科目の免除を希望する者は、講習実施機関が発行する「単位修得証明書」等(コピーは不可)を添付してください。

* 文部科学省が指定する講習等とは、a)社会教育主事講習、b)司書講習、c)教育職員免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信教育又は単位修得試験、d)博物館職員講習、e)文部科学省、地方公共団体等が実施する研修で、国が大学教育に相当する水準を有すると認めたもの、f)専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上のものにおける学修で、国が大学教育に相当する水準を有すると認めたもの、g)大学が行う公開講座における学修で、国が大学教育に相当する水準を有すると認めたものです。なお、e)、f)、g)は、国が大学教育に相当する水準を有すると認めることが必要になりますので、事前に文部科学省社会教育課博物館振興係に相談してください。

前年度までに試験認定を受験した「試験認定科目合格者」は、文部科学省が発行した「受験票」、「科目合格通知」、「学芸員試験認定科目合格証明書」のいずれかを証明書(コピーは不可)として添付してください。この場合、記載のある科目についてのみ当該科目の合格証明書として取り扱いますので、確認のうえお送りください。

(注1)

平成24年4月1日から博物館法施行規則の一部を改正する省令が施行されることから、今回(平成23年度)試験に限り、平成24年3月31日までに大学(短期大学を除く)を卒業又は専修学校(修業年限4年以上かつ文部科学大臣が定める基準を満たす者)の専門課程を修了する見込みである者も受験可能となることから、その者については試験の免除を受けたい試験科目の単位修得見込証明書等を提出してください。

(8) 返信用封筒【第5条全受験者必要】

140円切手を貼付した返信用封筒(角型2号(A4用紙が入るサイズ))、「受験票」等の送付先を記入したものを1通、120円切手を貼付した返信用封筒(角型2号(A4用紙が入るサイズ))、合格証書等をお送りするため。受験結果の送付先を記入したものを1通、あわせて2通同封してください。

ただし、試験認定の出願者で全科目免除を願い出る者については、120円切手を貼付した返信用封筒(角型2号(A4用紙が入るサイズ))、受験結果の送付先を記入したものを1通のみ同封してください。

また、第5条第5号受験者(受験資格認定をうける方)は、上記2通のほかに、120円切手を貼付した返信用封筒(角型2号(A4用紙が入るサイズ))、「受験資格認定通知」の送付先を記入したものを1通、あわせて3通同封してください。

(9) 改姓をされた方へ

各種証明書と現在の姓が異なる場合は戸籍抄本等を添付してください。

(10) 平成24年3月31日までに大学(短期大学を除く)を卒業又は専修学校(修業年限4年以上かつ文部科学大臣が定める基準を満たす者)の専門課程を修了する見込みで受験した場合の合格証書発行について

平成24年3月31日までに大学(短期大学を除く)を卒業又は専修学校(修業年限4年以上かつ文部科学大臣が定める基準を満たす者)の専門課程を修了する見込みで受験し、合格した者については、卒業(修了)証明書と、試験の免除を受けた者は試験科目の単位修得証明書をもって合格証書を発行します。平成24年3月に卒業又は修了できなかった場合は、合格は無効となります。また、単位修得見込みで試験の免除を受けた試験科目の単位が修得できなかった場合は、その科目の免除は無効となります。合格の通知後、証明書を速やかに文部科学省社会教育課博物館振興係に提出してください。

4 出願期間・提出方法等

(1) 出願期間

平成23年6月6日(月)～平成23年8月5日(金)(当日消印有効)

* 出願期間を過ぎたものは、いかなる理由があっても受理しません。

(2) 提出方法

封筒の表に「出願書類在中」と朱書きし、「書留」又は「簡易書留」で提出してください(封筒記入例を参照(裏表紙))。

5 添付資料チェックシート

提出書類	施行規則各号	第5条 第1号	第5条 第2号	第5条 第3号	第5条 第4号	第5条 第5号
試験認定受験願書(P36の様式)						
受験資格を証明する書類 (P6参照)						1
履歴書(P38の様式)						
住民票の写し						
写真						
職務内容証明書(P41の様式)		×		×		2
返信用封筒(P10参照) 【2通必要】		3	3	3	3	4

- 1 第5条第5号の方のみ、受験資格認定申請書(P43)を添付すること。
- 2 博物館等に勤務の経験がない方は、提出の必要はありません。
- 3 全科目免除受験者の方は、120円切手を添付した返信用封筒1通のみ同封すること。
- 4 第5条第5号の方は、120円切手を添付した返信用封筒を2通、140円切手を添付した返信用封筒1通の合計3通を同封すること。

6 その他

- (1) 受験申請に当たって作成する書類等については、間違いのないように正しく記入してください。書類等の電子データは文部科学省のホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/1217921.htm) からダウンロードできます。
- (2) 10月14日(金)を過ぎても受験票が届かない場合は、文部科学省社会教育課博物館振興係に連絡してください(全科目免除者を除く)。
- (3) 平成22年度学芸員資格認定(試験認定)の問題は、文部科学省のホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/1217921.htm) に掲載されています。
- なお、平成19年度以前の過去問題集は(財)日本博物館協会でも市販されています。購入を希望される場合には下記までお問い合わせください。
- (財)日本博物館協会 TEL: 03 - 3591 - 7190
- (4) 虚偽若しくは不正の方法(以下、「不正な行為」という)により学芸員資格認定を受け、又は学芸員資格認定を受けるに当たり不正な行為を行った者に対しては、受験を停止し、既に受けた資格認定の成績を無効にするとともに、期間を定めてその後の学芸員資格認定を受けることができません。
- また、「試験認定合格者」、「無試験認定合格者」又は「試験認定科目合格者」の不正な行為の事実が明らかになったときは、その合格を無効にするとともに、既に授与した又は交付した合格証書その他当該合格を証明する書類を取り上げ、かつ、一定期間その後の学芸員資格認定を受けることができません。
- なお、不正な行為に対する処分をしたときは、処分をした者の氏名及び住所を官報に公告します(博物館法施行規則第17条を参照(P27))。
- (5) 合格・不合格の連絡は2月に発送をもってお知らせいたします。なお、合格証書の破損・紛失など再発行が必要な時や、勤務先への提出など合格証明書・科目合格証明書が必要な時は、必要な証明書の「交付申請書」(P48～P50)に収入印紙(700円分)を貼り、必要事項を記載の上、文部科学省社会教育課博物館振興係へ申請してください。
- (6) 試験を受験される身体に障害のある方は、事前に文部科学省社会教育課博物館振興係にご連絡いただき、障害の程度等をお知らせいただくようお願いいたします。個別対応として、介添人等が必要であれば、連絡の際にご相談ください。
- (7) 平成24年度から試験認定の受験資格・試験科目等に変更があります。詳細については、「学芸員資格認定の改正について(P33)」をご覧ください。

無試験認定について

無試験認定とは

受験者が学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有していることを認定するために審査（博物館に関する「学識」及び「業績」についての書類審査）を行い、この審査に合格した者は学芸員となる資格を有することになり、合格証書が授与されます。

なお、「博物館に関する「学識」及び「業績」」とは、博物館に関する学識及び博物館に係る著書・論文・報告書、博物館展示、講演、博物館等における実務経験等を指します。

（合否の目安については、P20 を参照）

1 無試験認定の受験資格

無試験認定の出願に当たって、あなたの受験資格が「博物館法施行規則」（昭和 30 年文部省令第 24 号）第 9 条各号の第何号に該当しているか確認してください。

博物館法施行規則

第九条 左の各号の一つに該当する者は、無試験認定を受けることができる。

- 一 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 大学において博物館に関する科目に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあつた者
- 三 十年以上学芸員補の職にあつた者で都道府県の教育委員会の推薦する者
- 四 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

以下、例えば、無試験認定の受験資格が、博物館法施行規則第 9 条第 1 号に該当する場合、「第 9 条第 1 号受験者」と表記します。

なお、複数の受験資格を有する場合であっても、第 9 条各号の一つだけを選択してください。

（注 1）

「学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの」は、「学芸員補の職と同等以上の職の指定」（平成 8 年文部省告示第 151 号）により指定されています（「学芸員補の職と同等以上の職の指定」を参照（P30））。

(注2)

第9条第1号～第3号受験者に該当しない者(第9条第4号受験者)は、「受験資格認定申請書」(様式5(P43))により、第4号受験者として文部科学大臣の認定が必要となりますので、申請前に文部科学省社会教育課博物館振興係に相談してください。

「受験資格認定申請」は、7月13日(水)(当日消印有効)までに申請が必要です。

なお、第9条第4号受験者となる主な対象者は次のとおりです(裁定参照(P32))。

外国において取得した学位を有する者

外国において、学芸員資格認定試験の試験科目に相当する科目について2年以上大学の教授、准教授、助教又は講師の職にあった者

10年以上学芸員補に相当する職として、博物館類似施設での職にあった者で、都道府県の教育委員会の推薦する者

2 出願書類

(1) 無試験認定受験願書(別記第1号様式の2(P37))【第9条全受験者必要】

日付、氏名(楷書体)、氏名のふりがな、生年月日、郵便番号、住所を記入してください。なお、氏名の表記は、住民票の表記と同一としてください。

「受験資格」は、受験資格を満たす該当号数を一つだけ囲んでください。

(記入例) 博物館法施行規則第9条、第1号、第2号、第3号、第4号に該当

収入印紙については、3,800円分を貼付してください。収入印紙は郵便局などで購入できます。

(2) 受験資格を証明する書類【第9条全受験者必要】

第9条第1号受験者は、「修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する」ことの証明が必要です。「学位授与証明書」や「修了証明書」等を添付してください。証明書のコピーは不可。

第9条第2号受験者は、「大学において博物館に関する科目に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職に従事した」ことの証明として「勤務証明書」が必要です。

勤務した大学が発行する「勤務証明書」(この様式例はP45を参照)及び当該科目(博物館に関する科目とは博物館法施行規則第一条に規定する科目です(P24参照))の名称・内容がわかる資料(シラバス及び学芸員課程の要項等)を添付してください。

第9条第3号受験者は、「十年以上学芸員補の職に従事した」ことの証明が必

要です。

博物館の長等が発行する証明書「職務内容証明書」（様式3(P41)）及び当該博物館等の概要がわかるパンフレット等の資料（設置目的、沿革、運営の重点、組織、施設・整備、主な事業、配置図・平面図、入館者の状況、収蔵品一覧等）を提出してください。

また、「都道府県教育委員会の推薦書」も添付してください（独立行政法人での勤務者については、「館長の推薦書」）。推薦手続きの方法については、各都道府県教育委員会に直接お問い合わせください。

第9条第1号～第3号受験者に該当しない者（第9条第4号受験者）は、「受験資格認定申請書」（様式5(P43)）により、第4号受験者として文部科学大臣の認定が必要となりますので、事前に文部科学省社会教育課博物館振興係に受験資格があるか相談してください。

受験資格認定申請に必要な書類は次のとおりです。

- ア) 受験資格認定申請書（様式5(P43)）
- イ) 履歴書（別記第2号様式(P38)）
- ウ) 受験資格があることを証明するために必要な書類（コピーは不可）は次のとおりです。

- a 外国において取得した学位を有する者

外国において取得した学位を証明する「学位授与証明書」等（修了証書や証明書のコピーは不可。必ず日本語訳も添付してください。）

- b 外国において、学芸員資格認定試験の試験科目に相当する科目について2年以上大学の教授、准教授、助教又は講師の職にあった者

勤務した大学が発行する「勤務証明書」及び当該科目の名称・内容が分かる資料（シラバス等）。（必ず日本語訳も添付してください。）

- c 10年以上学芸員補に相当する職として、博物館法に規定する登録又は博物館に相当する施設以外の博物館（博物館類似施設）での職にあった者で、都道府県の教育委員会の推薦する者

- ・ 博物館の長が発行する証明書（「職務内容証明書」（様式3(P41)））
- ・ 職務として作成した主な企画展等の報告書や著書論文等を2つ
- ・ 当該博物館（博物館類似施設）の概要がわかるパンフレット
- ・ 都道府県教育委員会の推薦書

なお、「受験資格認定申請」は、7月13日（水）（当日消印有効）までに申請が必要です。

（3）履歴書（別記第2号様式(P38)）【第9条全受験者必要】

「学歴」欄の「修業期間」については、入学年月から卒業（修了）（中退）までの

年月で記入してください。

(記入例) 平成20年4月～平成23年3月

「職歴」欄については、「所管官庁(会社)名」及び「職名」は正確に記入してください。

(記入例) 立 高等学校 教諭(単に「公立学校教員」等と記入するのは不可)
県立 博物館 学芸員補(職名は発令されたとおりに記入すること)

「職歴」欄の「年月日」欄には、就職した年月日の日付から離職した日付を、記入してください。

(記入例) 平成20年4月1日～平成23年3月31日

出願された書類の内容確認の連絡をする場合があるので、「住所」欄の下に、昼間に連絡が取れる電話番号等(勤務先、携帯電話やメールアドレス等)を必ず記入してください。

(4) 住民票の写し(出願前六月以内に交付を受けたもの)【第9条全受験者必要】

この写しは市役所等で発行される原本のことです。

(5) 写真【第9条全受験者必要】

出願前1年以内に脱帽して撮影した写真(デジタルカメラ撮影の写真でも可。)を葉書大の厚紙に貼り付け、裏面に住所、氏名(ふりがなを付ける)及び生年月日を記載してください(写真送付例を参照(裏表紙))。

(6) 平成23年度学芸員資格無試験認定受験者調書(様式1(P39)、様式2(P40))

【第9条全受験者必要】

「受験者調書」(様式1、様式2)の様式の大きさは、日本工業規格A4版縦長、横書きとし、パソコン等で作成するなどして見やすいものを作成してください。

「No.」欄は、記入しないでください。

調書を作成した日付、氏名(楷書体)、氏名のふりがな、勤務先・職名等を記入してください。

「受験資格」欄は、該当する号を囲んでください(「無試験認定受験願書」(別記第1号様式の2)の「受験資格」欄と同一であること)。

(記入例) 第9条第1号受験者の場合

博物館法施行規則第9条 第1、2、3、4号

「学位・学歴等」欄は、次のように記入してください。

(記入例)

博士(大学)平成23年3月

大学大学院 研究科博士課程 専攻 平成20年4月～平成23年3月修了

「博物館関係の経験年数」欄は、次のように記入してください（博物館関係以外の経験については記入しないこと）。

（記入例）

県立 博物館学芸員補 平成20年4月1日～平成23年7月31日 3年4月

「博物館関係の業績」欄は、著書・論文・報告書等を具体的かつ簡潔に記入してください。また、職務の内容等についても、具体的に記入してください。

なお、詳細な著作物等、事業等、講演、その他業績については、「受験者調書」（様式2）に記入してください。

「受験者調書」（様式2）については、枚数の制限はありませんが、できるだけ簡潔に要点をまとめてください。記入の方法は、次を参考にしてください。

ア) 「著作物等」欄

著書、論文、報告書、研究発表、図録、年報、広報誌、パンフレット等の別に記入してください。

記入内容として、著作物の名称、発表年月日（発行年月日・刊行年月日・執筆年月日等）、単著又は共著の別、掲載誌名・書籍名等、簡略な概要、その他特記事項。

イ) 「事業等」欄

企画展示、常設展示、教育普及活動、講演、講義等の別に記入してください。

記入内容として、事業の名称、実施年月日(期間)、実施場所、担当部分（関与部分を具体的に）、成果等その業績、その他特記事項。

ウ) 「その他業績」欄

その他業績については、受験者が具体的に何を行ったかを、文面から判断できるように記入してください。

収集・保管、調査、研究等の別に記入してください。

記入内容として、活動の名称、活動時間、活動場所、活動内容、担当部分（関与部分を具体的に記載）、成果等その業績、その他特記事項。

エ) 添付資料

「受験者調書」（様式2）に記入した博物館関係の業績について、現物等の資料の添付に当たり、次のことに留意してください。

- ・ 各添付資料には氏名を記入するとともに、「受験者調書」（様式2）に記入した添付資料番号を記入した付箋紙を該当箇所に貼ってください（取れないように糊付け等をしてください）。
- ・ 著作物等については、氏名記載のあるものが望ましいが、氏名の記載がない場合は、所属長等の証明を資料として添付してください。
- ・ 添付資料については、特別の場合を除き返却できませんので、貴重な資料については、コピー等を添付資料として提出してください。

- ・ 順番とおりにファイル等に挟んでタックラベルで資料番号を付すなど、整理して提出してください。

の記入方法は、記入すべき内容のすべてを拘束するものではありませんので、適宜工夫して見やすいものを作成してください。

なお、該当する事項がない場合には、記入欄を設けなくても構いません。

(7) 職務内容証明書(様式3(P41))【第9条第3号、博物館関係の経験年数がある者】

第9条第3号全受験者のほか、第9条第1号受験者、第2号、及び第4号受験者のうち、博物館関係の経験年数がある受験者も提出すること。

「職務内容証明書」は、勤務した博物館が複数ある場合は、それぞれの博物館毎に作成してください。

「1 在職期間等について」の在職期間、職名(発令されたとおりに記入)、1週間当たりの平均勤務日数・勤務時間、職務内容(具体的に詳しく)を記入してください。

「2 勤務先の施設について」は、勤務した博物館が博物館法に規定する登録又は博物館に相当する施設の別について記入し、当該博物館に勤務する常勤の職員の勤務態様について平均勤務日数を記入してください。

当該博物館の概要がわかるパンフレット等の資料(設置目的、沿革、運営の重点、組織、施設・整備、主な事業、配置図・平面図、入館者の状況、収蔵品一覧等)を提出してください。

職務内容証明書の記載は、原則として所属長(博物館等に勤務の方は所属館長、教育委員会に勤務の方は教育委員会教育長)に依頼してください。

(8) 施設概要(様式4(P42))【第9条第3号、博物館関係の経験年数のある方】

無試験認定試験のすべての受験者のうち、博物館等の施設で勤務する方(「職務内容証明書」(様式3)の提出者)はその館についての概要を記載してください。

(9) 返信用封筒【第9条全受験者必要】

120円切手を貼付した返信用封筒(A4用紙が入るサイズ、合格証書等をお送りするため。受験結果の送付先を記入したものを)を1通同封してください。

また、第9条第4号受験者(受験資格認定をうける方)は、上記1通のほかに、120円切手を貼付した返信用封筒(A4用紙が入るサイズ、「受験資格認定通知」の送付先を記入したものを)を1通、あわせて2通同封してください。

(10) 改姓をされた方へ

各種証明書と現在の姓が異なる場合は戸籍抄本等を添付してください。

3 出願期間・提出方法等

(1) 出願期間

平成23年6月6日(月)～平成23年8月5日(金)(当日消印有効)

* 出願期間を過ぎたものは、いかなる理由があっても受理しません。

(2) 提出方法

封筒の表に「出願書類在中」と朱書きし、「書留」又は「簡易書留」で提出してください(封筒記入例を参照(裏表紙))。

なお、資料量の関係等から小包で提出する場合は、「書留小包」でも構いません。

4 添付資料チェックシート

提出書類	施行規則各号	第9条 第1号	第9条 第2号	第9条 第3号	第9条 第4号
無試験認定受験願書(P37の様式)					
受験資格を証明する書類(P14参照)				1	2
履歴書(P38の様式)					
住民票の写し					
写真					
無試験認定受験者調書(P39、40の様式)					
職務内容証明書(P41の様式)		3	3		3
施設概要(P42の様式)		3	3		3
返信用封筒【1通必要】					4

- 1 都道府県教育委員会の推薦書を添付すること。
- 2 第9条第4号の者のみ、受験資格認定申請書(P43)を添付すること。
- 3 博物館等に勤務の経験がない方は、提出の必要はありません。
- 4 第9条第4号の者のみ、120円切手を添付した返信用封筒を2通同封すること。

5 合否の目安

受 験 資 格	合 否 の 目 安
施行規則第 9 条第 1 号 「学位規則による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者」	博物館に関する著書，論文，報告等があること。 （但し，「博物館に関する」は，「博物館学」に関するものを含め，広く解釈する。） 博物館又はこれに類する施設に関係する仕事に 2 年以上従事した経験を有すること。 原則として上記のいずれの要件にも該当すること。
施行規則第 9 条第 2 号 「大学において博物館に関する科目に関し 2 年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあった者」	博物館に関する著書，論文，報告書等があること。 （但し，「博物館に関する」は，「博物館学」に関するものを含め，広く解釈する。） 博物館又はこれに類する施設に関係する仕事に 2 年以上従事した経験を有すること。 原則として上記のいずれの要件にも該当すること。
施行規則第 9 条第 3 号 「10 年以上学芸員補の職にあった者で都道府県教育委員会が推薦する者」	博物館に関する著書，論文，報告等があること。 （但し，「博物館に関する」は，「博物館学」に関するものを含め，広く解釈する。） 博物館に関する顕著な業績があること。 （業績とは博物館資料の収集，保管（含む育成），展示，調査研究，登録，目録の作成，教育・普及活動等に関するもの。） 上記のいずれかの要件に該当すること。
施行規則第 9 条第 4 号 「その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者」	前記第 9 条第 1 号，第 2 号，第 3 号に準ずる。

6 その他

- (1) 受験申請に当たって作成する書類等については、間違いのないように正しく記入してください。書類等の電子データは文部科学省のホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/1217921.htm) からダウンロードできます。
- (2) 虚偽若しくは不正の方法(以下、「不正な行為」という。)により学芸員資格認定を受け、又は学芸員資格認定を受けるに当たり不正な行為を行った者に対しては、受験を停止し、既に受けた資格認定の成績を無効にするとともに、一定期間を定めてその後の学芸員資格認定を受けることができません。
- また、「試験認定合格者」、「無試験認定合格者」又は「試験認定科目合格者」の不正な行為の事実が明らかになったときは、その合格を無効にするとともに、既に授与した又は交付した合格証書その他当該合格を証明する書類を取り上げ、かつ、一定期間を定めてその後の学芸員資格認定を受けることができません。
- なお、不正な行為に対する処分をしたときは、処分をした者の氏名及び住所を官報に公告します(博物館法施行規則第17条(P27))。
- (3) 合格・不合格の連絡は2月に発送をもってお知らせいたします。なお、合格証書の破損・紛失など再発行が必要な時や、勤務先への提出など合格証明書が必要な時は、必要な証明書の「交付申請書」(P48～P49)に収入印紙(700円分)を貼り、必要事項を記載の上、文部科学省社会教育課博物館振興係へ申請してください。
- (4) 平成24年度から無試験認定の受験資格・審査方法等に変更があります。詳細については、「[学芸員資格認定の改正について\(P33\)](#)」をご覧ください。

学芸員資格認定関係法令

1 博物館法（昭和26年法律第285号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を含む。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

- 九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
- 十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(館長、学芸員その他の職員)

第四条 博物館に、館長を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。
- 3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。
- 4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
- 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。
- 6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
- 二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの
- 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者
- 2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設(博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。)における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

(登録)

第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

2 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）（抄）

第一章 大学において修得すべき博物館に関する科目の単位

（博物館に関する科目の単位）

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第五条第一項第一号の規定により大学において修得すべき博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科 目	単 位 数
生涯学習概論	一
博物館概論	二
博物館経営論	一
博物館資料論	二
博物館情報論	一
博物館実習	三
視聴覚教育メディア論	一
教育学概論	一

備考

- 一 博物館概論、博物館経営論、博物館資料論及び博物館情報論の単位は、これらの科目の内容を統合した科目である博物館学の単位をもつて替えることができる。ただし、当該博物館学の単位数は、六を下ることはできないものとする。
- 二 博物館経営論、博物館資料論及び博物館情報論の単位は、これらの科目の内容を統合した科目である博物館学各論の単位をもつて替えることができる。ただし、当該博物館学各論の単位数は、四を下ることはできないものとする。
- 三 博物館実習は、博物館（法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第二十九条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県の教育委員会の指定した博物館に相当する施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとする。
- 四 博物館実習の単位数には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導の一単位を含むものとする。

第二条 削除

第二章 学芸員の資格認定

（資格認定）

第三条 法第五条第一項第三号の規定により学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者と認められる者は、この章に定める試験認定又は無試験認定（以下「資格認定」という。）の合格者とする。

第四条 資格認定は、毎年少くとも各一回、文部科学大臣が行う。

2 資格認定の施行期日、場所及び出願の期限等は、あらかじめ、官報で告示する。

（試験認定の受験資格）

第五条 次の各号の一に該当する者は、試験認定を受けることができる。

- 一 学士の学位を有する者
- 二 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者で三年以上学芸員補の職（法第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。）にあつた者
- 三 教育職員の普通免許状を有し、三年以上教育職員の職にあつた者
- 四 五年以上学芸員補の職にあつた者
- 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

（試験認定の方法及び試験科目）

第六条 試験認定は、大学卒業の程度において、筆記及び口述の方法により行う。

2 試験科目及び各試験科目についての試験の方法は、次表第一欄及び第二欄に定めるとおりとする。

第 一 欄		第 二 欄	
試 験 科 目	試験認定の必要科目	試験の方法	
必須科目	生涯学習概論	上記科目の全科目	筆記
	博物館学		筆記及び口述
	視聴覚教育メディア論		筆記
	教育学概論		筆記
選択科目	文化史	上記科目のうちから受験者の選択する二科目	筆記
	美術史		筆記
	考古学		筆記
	民俗学		筆記
	自然科学史		筆記
	物理		筆記
	化学		筆記
	生物学		筆記
	地学		筆記

（試験科目の免除）

第七条 大学又は文部科学大臣の指定する講習等において、前条に規定する試験科目に相当する科目の単位を一単位(博物館学にあつては六単位)以上修得した者又は講習等を修了した者に対しては、その願い出により、当該科目についての試験を免除する。

2 前項の文部科学大臣の指定する講習等における単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十二年文部省令第二十八号)第二十一条第二項各号及び大学通信教育設置基準(昭和三十六年文部省令第三十三号)第五条第一項第二号に定める基準によるものとする。

(二回以上の受験)

第八条 試験認定は、二回以上にわたり、それぞれ一以上の試験科目について受けることができる。

(無試験認定の受験資格)

第九条 左の各号の一に該当する者は、無試験認定を受けることができる。

一 学位規則(昭和三十八年文部省令第九号)による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者

二 大学において博物館に関する科目に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあつた者

三 十年以上学芸員補の職にあつた者で都道府県の教育委員会の推薦する者

四 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

(無試験認定の方法)

第十条 無試験認定は、次条の規定により願い出た者について、博物館に関する学識及び業績を審査して行うものとする。

(受験の手続)

第十一条 資格認定を受けようとする者は、受験願書(別記第一号様式により作成したもの)に左の各号に掲げる書類等を添えて、文部科学大臣に願い出なければならない。この場合において、住民基本台帳法(昭和三十二年法律第八十一号)第三十条の七第三項の規定により同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けて文部科学大臣が資格認定を受けようとする者の氏名、生年月日及び住所を確認することができるときは、第三号に掲げる住民票の写しを添付することを要しない。

一 受験資格を証明する書類

二 履歴書(別記第二号様式により作成したもの)

三 住民票の写し(出願前六月以内に交付を受けたもの)

四 写真(出願前一年以内に脱帽して撮影した手札形の写真を葉書大の厚紙にはり付け、裏面に住所、氏名(ふりがなをつける。)及び生年月日を記載したもの)

五 試験認定の試験科目の免除を願い出る者については、その免除を受ける資格を証明する書類

六 無試験認定を願い出る者については、博物館に関する学識及び業績を明示する書類及び資料
(試験認定合格者及び試験認定科目合格者)

第十二条 試験科目(試験科目の免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。)のすべてについて合格点を得た者(試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。)を試験認定合格者とする。ただし、第五条第一号の規定に該当する者については、一年間学芸員補の職の職務に従事した後に、試験認定合格者となるものとする。

2 試験認定合格者ではないが、一以上の試験科目について合格点を得た者を試験認定科目合格者とする。

(無試験認定合格者)

第十三条 第十条の規定による審査に合格した者を無試験認定合格者とする。

(合格証書の授与等)

第十四条 試験認定合格者(第十二条第一項ただし書に規定する者を含む。)及び無試験認定合格者に対しては、合格証書(別記第三号様式によるもの)を授与する。

2 合格証書を有する者が、その氏名を変更し、又は合格証書を破損し、若しくは紛失した場合において、その事由をしるして願い出たときは、合格証書を書き換え又は再交付する。

(合格証明書の交付等)

第十五条 試験認定合格者又は無試験認定合格者が、その合格の証明を願い出たときは、合格証明書(別記第四号様式によるもの)を交付する。

2 試験認定科目合格者がその科目合格の証明を願い出たときは、科目合格証明書(別記第五号様式によるもの)を交付する。

(手数料)

第十六条 次表の上欄に掲げる者は、それぞれその下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

上 欄	下 欄
一 試験認定を願い出る者	一科目につき 千三百円
二 無試験認定を願い出る者	三千八百円
三 合格証書の書換又は再交付を願い出る者	七百元
四 合格証明書の交付を願い出る者	七百元
五 科目合格証明書の交付を願い出る者	七百元

2 前項の規定によつて納付すべき手数料は、収入印紙を用い、収入印紙は、各願書にはるものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなければならない。

3 納付した手数料は、どういう事由があつても返還しない。

(不正の行為を行つた者等に対する処分)

第十七条 虚偽若しくは不正の方法により資格認定を受け、又は資格認定を受けるにあたり不正の行為を行つた者に対しては、受験を停止し、既に受けた資格認定の成績を無効にするとともに、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

2 試験認定合格者、無試験認定合格者又は試験認定科目合格者について前項の事実があつたことが明らかになつたときは、その合格を無効にするとともに、既に授与又は交付した合格証書その他当該合格を証明する書類を取り上げ、かつ、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

- 3 前二項の処分をしたときは、処分を受けた者の氏名及び住所を官報に公告する。

第四章 雑則

(従前の規程による学校の卒業者等)

第二十五条 第五条第一号に規定する学士の学位を有する者には、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による学士の称号を有する者を含むものとする。

第二十六条 第五条第二号に規定する大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者には、旧大学令、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)又は旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)の規定による大学予科、高等学校高等科、専門学校又は教員養成諸学校を修了し、又は卒業した者を含むものとする。

第二十七条 第九条第一号に規定する博士の学位を有する者には、旧学位令(大正九年勅令第二百号)による博士の称号を有する者を含むものとする。

附 則 (平成八年八月二八日文部省令第二八号)

- 1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の日前に、改正前の博物館法施行令規則(以下「旧規則」という。)第一条第一項に規定する科目の単位の全部を修得した者は、改正後の博物館法施行令規則(以下「新規則」という。)第一条に規定する科目の単位の全部を修得したものとみなす。
- 3 この省令の施行の日前に、次の表の上欄に掲げる旧規則第一条第一項に規定する試験科目の単位を修得した者は、下欄に掲げる新規則第一条に規定する科目の単位を修得したものとみなす。

社会教育概論	一単位	生涯学習概論	一単位
博物館学	四単位	博物館概論	二単位
		博物館経営論	二単位
		博物館資料論	一単位
		博物館情報論	一単位
視聴覚教育	一単位	視聴覚教育メディア論	一単位
教育原理	一単位	教育学概論	一単位

- 4 この省令の施行の日前に、次の表の上欄に掲げる旧規則第六条第二項に規定する科目に合格した者は、下欄に掲げる新規則第六条第二項に規定する科目に合格したものとみなす。

社会教育概論	生涯学習概論
視聴覚教育	視聴覚教育メディア論
教育原理	教育学概論

3 学芸員の試験認定の試験科目についての試験を免除する講習等の指定 (平成8年文部省告示第150号)

博物館法施行規則(昭和三十年文部省令第二十四号)第七条第一項の規定により、同規則第六条第二項に規定する試験認定の試験科目についての試験を免除する講習等を次のように指定する。

一 社会教育主事講習等規程(昭和二十六年文部省令第十二号)の規定による社会教育主事の講習

二 図書館法施行規則(昭和二十五年文部省令第二十七号)の規定による司書の講習

三 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)の規定による免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信教育又は単位修得試験

四 文部科学省の行う博物館職員講習

五 文部科学省(文化庁及び国立教育政策研究所を含む。)、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立民族学博物館、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する研修(前号の規定に該当するものを除く。)における学修で、大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

六 地方公共団体が実施する研修における学修で、国において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

七 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二百二十四条に規定する専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修で、国において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

八 大学が行う公開講座(第三号の規定に該当するものを除く。)における学修で、国において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

4 学芸員補の職と同等以上の職の指定（平成8年文部省告示第151号）

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第二項及び博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第五条第二号の規定により、学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を次のとおり指定する。

- 一 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定により文部科学大臣又は都道府県の教育委員会が指定した博物館に相当する施設において同法第二条第三項に規定する博物館資料（以下単に「博物館資料」という。）に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 二 独立行政法人国立文化財機構において文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 三 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人並びに独立行政法人国立科学博物館及び独立行政法人国立美術館において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 四 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。）において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 六 社会教育施設において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 七 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の二に定める社会教育主事の職
- 八 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条に定める司書の職
- 九 その他文部科学大臣が前各号に掲げる職と同等以上と認めた職

5 博物館法施行規則第5条第5号試験認定受験資格審査要項

昭和47年1月25日
文部省社会教育局長裁定
最近改正 平成23年5月27日

博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)第5条第5号による受験資格認定は次の各号のいずれかの要件をみたす者であることとする。

1. 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第2号から第8号までのいずれかに該当する者。
2. 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者、又は学校教育法施行規則第155条第2項各号のいずれかに該当する者で、3年以上博物館資料又は博物館資料に相当する資料を収集し、保管し、展示する職務の経験を有する者。
なお、博物館資料に相当する資料を収集し、保管し、展示する職務とは、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第3項にいう博物館資料に相当する資料を収集し、保管し、展示する職務をいう。
3. 学芸員補の職と同等以上の職の指定(平成8年文部省告示第151号)の各号に掲げる職のいずれかに該当する者で、6年以上博物館資料又は博物館資料に相当する資料を収集し、保管し、展示する職務の経験を有する者。
4. 学芸員の試験認定の試験科目についての試験を免除する講習等の指定(平成8年文部省告示第150号)により指定された講習のいずれかを修了した者。
5. 9年以上博物館資料又は博物館資料に相当する資料を収集し、保管し、展示する職務の経験を有する者。
6. 平成24年3月31日までに学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く)を卒業又は学校教育法施行規則第155条第1項第5号に規定する専修学校の専門課程を修了する見込みである者。

附 則

1. この裁定は、決定の日から施行する。
2. この裁定は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

6 博物館法施行規則第9条第4号無試験認定受験資格審査要項

昭和47年1月25日
文部省社会教育局長裁定
最近改正 平成23年5月27日

博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)第9条第4号による受験資格認定は次の各号のいずれかの要件をみたす者であることとする。

1. 外国において取得した学位を有する者
2. 大学において博物館法施行規則第6条第2項に定める選択科目に相当する科目に関し、2年以上大学の教授、准教授、助教又は講師の職にあった者
3. 外国において博物館法施行規則第6条第2項に定める必須科目又は選択科目に相当する科目に関し、2年以上大学の教授、准教授、助教又は講師の職にあった者
4. 博物館法(昭和26年法律第285号)第29条の規定による博物館に相当する施設にあって「博物館に相当する施設審査要項」(昭和46年社会教育局長裁定)による学芸員に相当する者とみなしうる者
5. 文部科学省設置法(平成11年法律第96号)に基づく所轄機関、附属機関(審議会を除く)及び大学の附属機関並びにこれらに準ずる施設にあって、博物館資料又は博物館資料に相当する資料の調査研究及びこれらの資料を収集し、保管し、展示する職務に従事し、その経験年数が「博物館に相当する施設指定審査要項」(昭和46年社会教育局長裁定)による学芸員に相当する者としての経験年数を有する者
6. 10年以上博物館資料又は博物館資料に相当する資料の調査研究及びこれらの資料を収集し、保管し、展示する職務の経験を有する者で、都道府県の教育委員会の推薦する者

附 則

1. この裁定は、決定の日から施行する。
2. この裁定は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

学芸員資格認定の改正について

平成21年4月30日に博物館法施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成24年4月1日から施行されます。

このことに伴い、平成24年度から学芸員資格認定の制度が改正されますので、十分に注意してください。(今年度の学芸員資格認定に影響を及ぼすものではありません。)

なお、予定されている主な改正内容は次のとおりですが、詳細については、文部科学省のホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/1217921.htm)をご覧ください。若しくは文部科学省生涯学習政策局社会教育課博物館振興係までお問い合わせください。

1 試験認定について

(1) 受験資格について

大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者で学芸員補の職(博物館法第5条第2項に規定する職を含む。以下同じ。)にあった者が、試験認定を受けるために必要な実務経験年数が、「3年」以上から「2年」以上に短縮されます。

教育職員の普通免許状を有し、教育職員の職にあった者が、試験認定を受けるために必要な実務経験年数が、「3年」以上から「2年」以上に短縮されます。

学芸員補の職にあった者が、試験認定を受けるために必要な実務経験年数が、「5年」以上から「4年」以上に短縮されます。

(2) 試験科目について

試験認定における試験科目が次のとおり改正されます。

現行の試験科目は必須科目4科目と選択科目2科目の計6科目ですが、改正後は必須科目8科目と選択科目2科目の計10科目になります。

	試験科目	試験認定の必要科目
必須科目	生涯学習概論 博物館概論 博物館経営論 博物館資料論 博物館資料保存論 博物館展示論 博物館教育論	左記科目の全科目

	博物館情報・メディア論	
選択科目	文化史 美術史 考古学 民俗学 自然科学史 物 理 化 学 生物学 地 学	左記科目のうちから受験者の選択する 2科目

現行の博物館学に課せられている口述試験が廃止されます。

(3) 試験認定合格者について

いずれの受験資格であっても、試験科目の全部について合格点を得た者（試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。）が「筆記試験合格者」と位置付けられ、筆記試験合格者が、1年間学芸員補の職を経験し、文部科学大臣に認定されることにより「試験認定合格者」になります。

(4) 手数料について

現在は、試験を受験する者のみ所定の手数料を納付していただいておりますが、改正後は、試験認定の試験科目の全部を免除する者についても、800円の手数料を納付する必要があります。

(5) 経過措置について

平成24年4月1日より前に、次の表中旧試験科目（現在の科目）の欄に掲げる科目に合格した者は、当該試験科目に相当する新試験科目の欄に掲げる科目に合格したとみなされます。

旧試験科目	新試験科目
生涯学習概論	生涯学習概論
博物館学	博物館概論 博物館経営論 博物館資料論
博物館学 視聴覚教育メディア論	博物館概論 博物館経営論 博物館資料論 博物館情報・メディア論
文化史	文化史
美術史	美術史

考古学	考古学
民俗学	民俗学
自然科学史	自然科学史
物理	物理
化学	化学
生物学	生物学
地学	地学

2 無試験認定について

(1) 名称及び受験資格について

「無試験認定」の名称が「審査認定」に改められます。

修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者が審査認定を受けるために必要な実務経験として、2年以上の学芸員補の職の経験が必要になります。

「学芸員補の職」には、次の職が含まれます。

- () 博物館相当施設、教育委員会、学校及び社会教育施設において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- () 社会教育主事
- () 司書

大学において博物館に関する科目に関し2年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあった者が審査認定を受けるために必要な実務経験として、2年以上の学芸員補の職の経験が必要になります。また、生涯学習概論の担当者は対象から除かれます。

学芸員補の職にあった者が審査認定を受けるために必要な実務経験が、学歴に応じて、次のとおり区分されます。

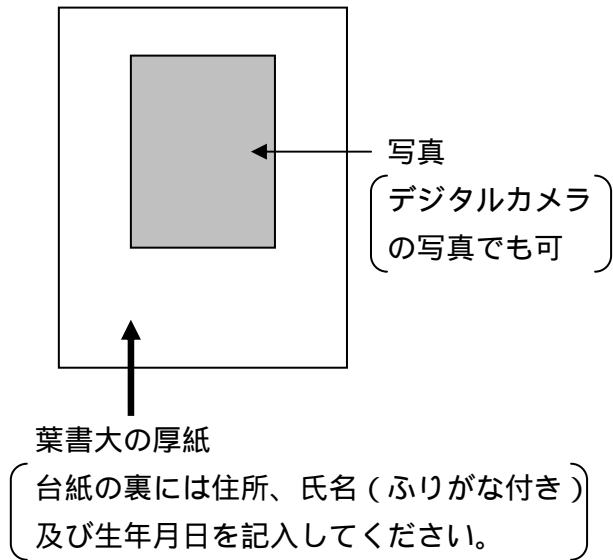
- () 学士の学位を有する者は、4年以上の学芸員補の職
- () 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者は、6年以上の学芸員補の職
- () 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学できる者は、8年以上の学芸員補の職
- () 上記以外の者は、11年以上の学芸員補の職

(2) 審査方法について

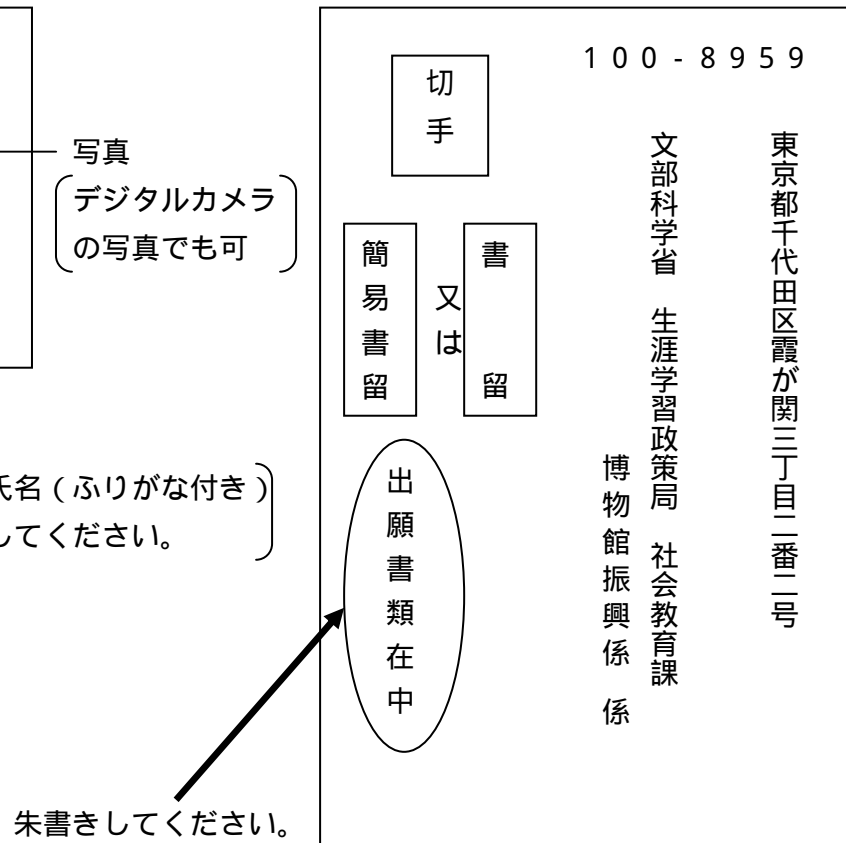
審査認定の学識及び業績の審査に当たっては、従来は書類審査のみでしたが、改正後はこれに加えて、学芸員としての意欲、態度及び向上心を確認するための面接を実施する予定です。

写真送付例・封筒記入例

(写真送付例)



(封筒記入例)

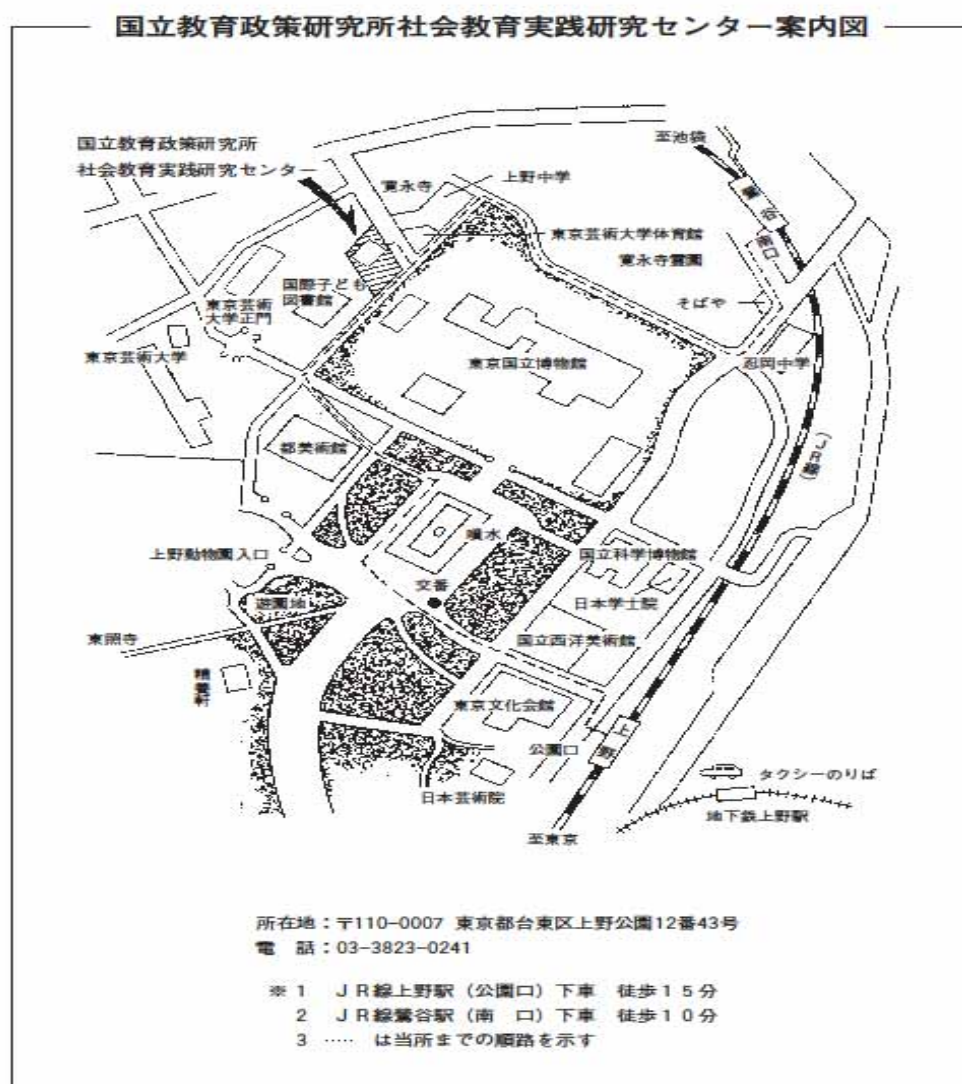


角型2号の封筒を使用し、受験願書等は折らないようにお願いします。
書留(小包)又は簡易書留で郵送してください。

平成23年度学芸員資格認定（試験認定）試験会場

試験日：平成23年11月21日(月)・11月22日(火)

試験会場：国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター



(注)会場には駐車場がありませんので、公共交通機関を利用してください。